皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の愛知県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　七月二十六日
- 皇居（正門）御出門
- 東京駅御発
- 名古屋駅御着
- 国立大学法人名古屋大学
- お泊所　名古屋観光ホテル

第二日　七月二十七日
- 名古屋国際会議場
- 名古屋観光ホテル
- トヨタ自動車株式会社元町工場
- お泊所　名古屋観光ホテル

第三日　七月二十八日
- ノリタケの森
- 名古屋駅御発
- 東京駅御着
- 還幸啓

公　告

諸　事　項

監査法人処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第３号の規定に基づき、平成27年６月19日付で、平成27年６月22日から平成28年６月21日までの１年間の業務の一部の停止（清算業務以外の業務の停止）処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成27年６月29日

金融庁長官　細溝　清史

記

法人名　有限責任クロスティア監査法人

所在地　北海道札幌市中央区南七条西24丁目２番16　クロスティア南円山

工場財団

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内**ＳＧＥＴ福島松川メガソーラー合同会社**の福島市松川町浅川字赤柴３番４ＳＧＥＴ福島松川メガソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年６月29日　福島地方法務局

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号**太陽石油株式会社**の工場財団に、愛媛県今治市菊間町種4070番地２太陽石油株式会社四国事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年６月29日

松山地方法務局今治支局

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　千葉県松戸市三矢小台２－７－25
政岡　福夫

上記の者に送達すべき平成26年７月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成27年３月11日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　東京都国分寺市西元町２－７－13－201
小森　正之

上記の者に送達すべき平成26年10月15日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成27年３月11日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　東京都足立区伊興３－６－25グリーンハイツ105号
園部　真路

上記の者に送達すべき平成27年２月５日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成27年４月10日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　鹿児島県鹿児島市喜入中名町1009
前原　行則

上記の者に送達すべき平成26年12月19日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を却下する。

裁決年月日　平成27年４月10日

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第２項ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

審査請求人　長崎県佐世保市鹿町町鹿町479－４
萬谷　一義

上記の者に送達すべき平成26年10月７日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成27年６月29日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求を棄却する。

裁決年月日　平成27年４月７日